様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成３０年６月１４日

愛 知 県 知 事　殿

提出者

住 所　　大阪府枚方市招提大谷　2-14-1

日本ペイント・オートモーティブコーティングス株式会

社氏　名　　取締役社長　　山田 光夫

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　０５６６－５３－２５２５

（愛知高浜工場）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の２第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名 称	日本ペイント・オートモーティブコーティングス株式会社 愛知高浜工場
事業場の所在 地	愛知県高浜市新田町３－１－５
計画期　間	平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

1　事業の種 類	１６：化学工業
2　事業の規 模	平成２９年度売上高（愛知工場）１５２億円
3　従業員 数	２１２人（愛知高浜工場）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	設備洗浄廃液　：　・引火性廃油　⇒　再生処理業者に委託して燃料として再資源化 ・強酸　⇒　再生処理業者に委託して燃料、またはｾﾒﾝﾄ原料として再資源化

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

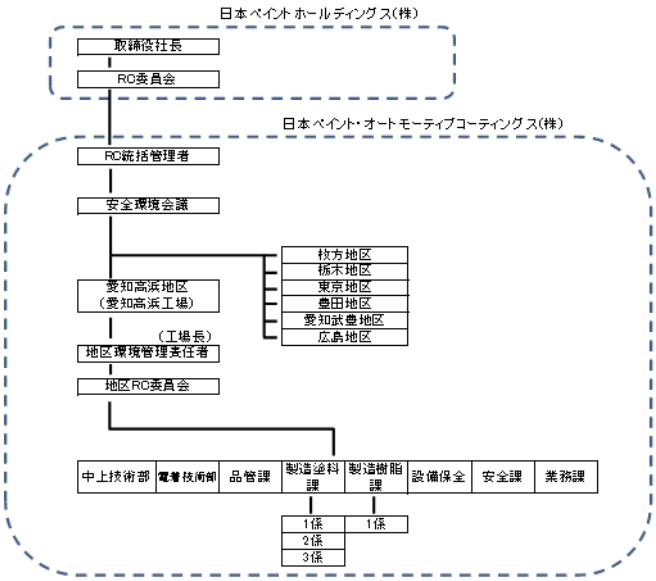

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1　現状	【前年度（平成２９年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	排出　量	４７８ｔ	９５ｔ
	（これまでに実施した取組） ・　塗料の水性化製品拡大を推進 ・　設備洗浄工程、使用溶剤量見直し		
2　計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	排出　量	４７３ｔ	９４ｔ
	（今後実施する予定の取組） ・　更なる塗料の水性化製品拡大を推進 ・　社内処理化の推進		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 該当なし

	②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 該当なし

（第３面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
	1　現状	【前年度（平成　　年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
		（これまでに実施した取組） 該当なし		
	2　計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
		（今後実施する予定の取組） 該当なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
	1　現状	【前年度（平成　　年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
		（これまでに実施した取組） 該当なし		
	2　計画	【目標】		

		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
		（今後実施する予定の取組） 該当なし		

（第４面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
	1　現状	【前年度（平成　　年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
		（これまでに実施した取組） 該当なし		
	2　計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
		（今後実施する予定の取組） 該当なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	1　現状	【前年度（平成２９年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸
		全処理委託量	４７８ｔ	９５ｔ
		優良認定処理業者への	４７８ｔ	９５ｔ

		処理委託 量		
		再生利用業者への処理委託 量	４７８ｔ	９５ｔ
		認定熱回収業者への処理委託 量	ｔ	ｔ
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託 量	ｔ	ｔ
		（これまでに実施した取組） ・　１００％再生利用業者への処理委託 ・　優良認定業者への処理委託		

（第５面）

	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸
		全処理委託 量	４７３ｔ	９４ｔ
		優良認定処理業者への処理委託 量	４７３ｔ	９４ｔ
		再生利用業者への処理委託 量	４７３ｔ	９４ｔ
		認定熱回収業者への処理委託 量	ｔ	ｔ
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託 量	ｔ	ｔ
		（今後実施する予定の取組） ・１００％再生利用業者への処理委託 ・優良認定業者への処理委託を継続		

※事務処理欄		

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月 30 日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の 14 第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

8　※欄は記入しないこと。